鳥労発基0626第３号
令和８年６月２６日

関係団体の長　殿

鳥取労働局長

労働安全衛生規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（個人事業者等の業務上災害の報告に係る規定関係）

日頃から、労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和７年法律第33号）については、令和７年５月14日に公布され、今般、改正法の一部が令和９年１月１日から施行されることに伴い、労働安全衛生規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和７年厚生労働省令第120号）が令和７年12月９日に公布され、令和９年１月１日に施行されることとなっています。

これを踏まえ、今回の改正に係る趣旨及び考え方並びに措置義務主体が講ずべき具体的実施事項等を整理した施行通達（裏面掲載のＵＲＬ及び二次元コード参照）が作成されたところです。

つきましては、貴団体におかれましても、改正法や施行通達等の内容についてご承知いただきますとともに、傘下会員等において適切な対応が図られるよう、下記に御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

１　個人事業者等が加入する団体等が行う支援

個人事業者等（中小規模事業者の代表者又は役員等を含む。以下同じ。）が加入している業種・職種別団体におかれては、個人事業者等の災害に関する情報の把握に努め、災害発生状況の分析を行い、その結果及び当該結果を踏まえて必要

(一社)鳥取県労働基準協会 受 令和 8.7.-6 号

となる災害防止対策をとりまとめ、加入者に対する周知に取り組んでいただくようお願いします。その他関係団体におかれては、これらの取組みについて御了知の上、個人事業者等に係る災害防止対策に御協力くださいますようお願いします。

なお、個人事業者等死傷病報告により収集された災害に関する情報については、国において災害発生状況の把握及び分析を行い、同種災害の防止に資する観点から、その結果を公表することにより、関係事業者、業種・職種別団体その他関係者において、災害の傾向を把握し災害防止の取組に活用できるようにすることとしているので、これらも参考としていただくようお願いします。

2　報告制度の周知

災害報告制度は、新たな制度であることを踏まえ、労働災害防止団体、労災保険特別加入団体、関係事業者団体、労働組合等におかれては、個人事業者、特定注文者、災害発生場所管理事業者等その他関係者に対し、別添の事項等について周知を図り、制度の円滑な実施に努めていただくようお願いします。

施行通達　令和８年６月 24 日付け基発 0624 第５号
労働安全衛生規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（個人事業者等の業務上災害の報告に係る規定関係）
URL　https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001713372.pdf

ご参考　厚生労働省 HP「個人事業者等の安全衛生対策について」
URL　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou /roudoukijun/anzen/anzeneisei03_00004.html

（参考）個人事業者の業務上災害報告制度に係るイメージ図

別添

被災程度		考え方
休業4日以上の死傷災害	死亡した場合や入院中などにより災害発生の事実を伝達することが困難な場合	特定注文者が把握した場合に報告
		特定注文者が存在しない場合は、災害発生場所管理事業者等が把握した場合に報告
		特定注文者、災害発生場所管理事業者等のいずれも存在しない場合は、報告義務対象外 ※　個人事業者が加入している関係団体等による情報提供は可能
	災害発生の事実を伝達することが可能な場合	個人事業者が特定注文者に報告、その内容を踏まえて、特定注文者が監督署に報告
		特定注文者が存在しない場合は、個人事業者が災害発生場所管理事業者等に報告、その内容を踏まえて、災害発生場所管理事業者等が監督署に報告
		特定注文者、災害発生場所管理事業者等のいずれも存在しない場合は、個人事業者自らが監督署に情報提供
休業4日未満等報告義務対象外の災害		休業4日未満等報告義務対象外の災害は、個人事業者や個人事業者が加入している団体等が情報提供可能

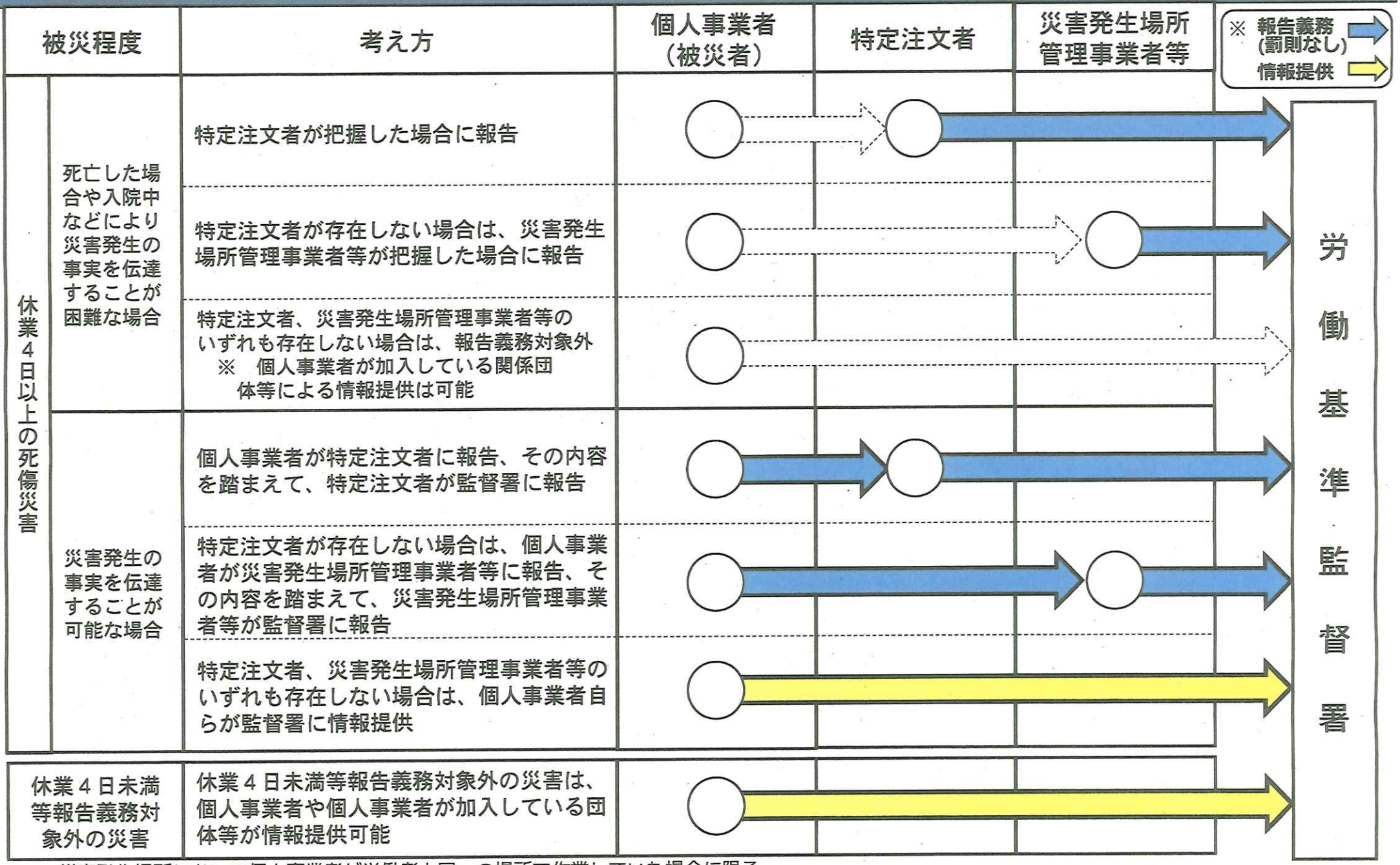

※　災害発生場所において個人事業者が労働者と同一の場所で作業していた場合に限る。
また、被災者が中小事業の経営者や役員の場合は、所属企業が報告主体となる。